

一般社団法人大学ICT推進協議会と佐賀県教育委員会との  
連携協力に関する協定書

一般社団法人大学ICT推進協議会(以下「甲」という。)と佐賀県教育委員会(以下「乙」という。)は、相互の連携及び協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が持つ知的資源や活力と乙及び乙が所管する学校の知的・人的資源等を結びつけ、ICTを活用した教育とその研究の高度化、人材養成・地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲が持つ知的資源の活用
- (2) 乙が所管する学校の知的・人的資源の活用
- (3) 甲と乙の交流の推進
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定を締結する日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲乙のいずれかからも申し入れがない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 本協定に基づいて実施する具体的な事項及びこの協定に定めのない事項など新たに協議が必要な事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成26年11月19日

甲 一般社団法人大学ICT推進協議会

会長

安浦 寛  


乙 佐賀県教育委員会

教育長

池田 英  
